

昭和60年度において講じようとする 公害防止に関する主要施策

昭和60年5月

大 阪 府

目 次

第1章 基本的施策	443
第1節 公害・環境行政の総合的推進	443
1 環境総合計画・公害防止計画の推進	443
2 環境影響評価要綱の推進	443
3 環境モニタリングシステムの整備	444
4 環境情報システムの整備	444
5 快適環境の創造	444
第2節 公害防止条例等の整備	445
第3節 土地利用の適正化に関する施策	445
1 土地利用における公害防止の配慮	445
2 土地利用調査の実施	445
第2章 公害防止の諸施策	446
第1節 大気汚染対策	446
1 法律・条例に基づく規制	446
2 大気汚染に係る環境保全対策の推進	446
3 光化学スモッグ対策の推進	447
4 発生源常時監視システムの整備	447
5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	448
6 大気汚染現況調査等の実施	448
第2節 水質汚濁対策	449
1 法律・条例に基づく規制	449
2 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進	449
3 大阪湾の富栄養化防止対策の実施	449
4 下水道整備の推進	450
5 生活排水対策	450
6 水質汚濁の常時監視	450
7 水質環境モニタリング事業の実施	451
8 河川浄化事業の実施	451

9	河川の管理等	451
10	河川環境の整備	451
11	港湾環境の整備	451
第3節	騒音・振動対策	452
1	法律・条例に基づく規制	452
2	近隣騒音対策の推進	452
3	騒音振動調査の実施	452
第4節	自動車公害対策	452
1	自動車排出ガス対策の推進	452
2	自動車騒音振動対策の推進	453
第5節	航空機公害対策	454
1	大阪国際空港航空機公害対策の推進	454
2	大阪国際空港周辺整備機構に対する助成	455
第6節	地盤沈下対策	455
1	法律・条例に基づく規制	455
2	地盤沈下状況の調査の実施	455
3	都市河川地盤沈下対策事業の実施	455
4	工業用水の供給	455
第7節	廃棄物処理対策	456
1	産業廃棄物処理対策の推進	456
2	一般廃棄物処理対策の推進	456
3	最終処分場の確保	457
第8節	農林・水産・畜産公害対策	457
1	農林・水産・畜産公害対策の実施	457
2	農業用水及び土壌汚染対策の実施	457
第9節	環境保健対策	458
1	健康被害に関する調査研究の実施	458
2	保健所における公害関連業務の実施	458

第10節	被害救済等	458
1	公害健康被害補償法の施行等	458
2	公害に関する苦情・相談の処理	459
3	大阪府公害審査会の運営	459
4	公害関係事犯取締りの実施	459
第11節	中小企業に対する助成等	459
1	工場の適正配置及び集団化の促進	459
2	中小企業者に対する公害防止資金の融資	460
3	公害防止技術の相談・指導	460
4	公害防止技術者の養成	460
5	公害防止技術の研究開発等	461
6	中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	461
第12節	公害に係る検査・分析業務体制の整備	461
第13節	その他の公害対策	461
1	市町村の公害防止行政に対する助成	461
2	公害防止管理者等に係る業務の運営	462
3	公害モニター制度の運営	462
4	公害防止に関する知識の普及	462
5	電波受信障害対策	462
第14節	自然環境保全対策	462
1	法律・条例に基づく規制等	462
2	自然環境保全対策の実施	463
第15節	歴史的文化的環境の保全	464
1	法律・条例に基づく規制等	464
2	歴史的文化的環境保全対策の実施	465
付録	昭和60年度公害関係当初予算（関連事業を含む）一覧	466

第 1 章 基 本 的 施 策

第 1 節 公 害 ・ 環 境 行 政 の 総 合 的 推 進

1 環 境 総 合 計 画 ・ 公 害 防 止 計 画 の 推 進

21世紀を見通しつつ昭和65年度を目標とした環境の保全と創造に係る総合的、基本的な計画である「大阪府環境総合計画（STEP 21）」（昭和57年12月策定）に基づき、健康で人間性豊かな環境を備えた定住魅力のある大阪を目指して、環境の保全と創造に係る諸施策の円滑な推進を図る。

また、公害対策基本法第19条の規定により、昭和57年9月内閣総理大臣から策定の指示があり、昭和58年3月に同大臣の承認を受けた大阪地域公害防止計画に基づいて、環境汚染等の状況及び推移を把握するとともに、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）の適用を受ける事業を中心とする各種の公害対策事業及び公害防止関連事業の進行状況を把握し、公害防止計画の適切な実施を図る。

2 環 境 影 響 評 価 要 綱 の 推 進

環境汚染の未然防止を図り、良好な環境を確保するために、昭和59年2月に制定した「大阪府環境影響評価要綱」に基づいて、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業の実施に際しては、事業者に環境影響評価を実施させ、地域住民や関係市町村長、あるいは学識経験者等の意見も聞き、環境保全が図られるよう、事業者を十分指導する。

また、審査に必要なデータの収集、解析予測手法などの技術的事項について引き続き調査、研究を進める。

3 環境モニタリングシステムの整備

環境汚染や自然破壊を早期に発見し、あるいはそれらの発生する可能性を予測し、適切な対策に結びつけるため、環境汚染の現況や自然環境、健康影響等に関する諸情報を体系的に把握する環境モニタリングシステムの整備を図る。

このため、大気、水質、騒音等の常時監視測定網の充実に努めるとともに、リモートセンシングデータの活用や生物指標の導入による環境の総合的かつ確かな把握手法について調査、検討を進める。また、環境モニタリングの新しい手段として、環境の状況を面的にかつ広域的・経常的に把握できるランドサット等の地球観測用人工衛星等によるリモートセンシングデータを用い、府域の環境を監視することにより、交通公害防止、環境影響評価制度及び快適環境創造等の施策推進に際して情動的な支援を行うシステムの開発に努める。

4 環境情報システムの整備

環境影響の事前評価や快適な環境の創造に向けての合理的な政策の決定と諸施策の推進に資するため、地域環境に関する諸情報を体系的に蓄積整備し、環境の現況解析や将来予測等が行えるよう環境情報システムの整備を図る。

そのため、環境情報データベースや解析・予測システムの拡充、評価システムの開発に重点をおいてその整備に努める。

5 快適環境の創造

「大阪府環境総合計画（STEP 21）」に基づき、快適な環境の創造を推進するため、快適な環境づくりについて府民と行政がともに考え、知恵を出し合う場として「快適環境府民会議」を開催し、地域の特性を生かしたゆとりとうるおいのある環境づくりを進める。また、環境の保全とともに快適環境の創造も含めた幅広い環境問題について、府民のより深い理解

を得るため「第3回環境大学講座」を開設するとともに、環境映画の活用等を通して、府民の環境問題に対する意識啓発に努め、府民の主体的参加を得て快適な環境づくりを進める。

第2節 公害防止条例等の整備

工場・事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）及び同施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）等に基づいて積極的に推進しているところであるが、今後の効果的な環境行政の推進に資するため、環境関連法令等の動向に配慮しながら同条例等について必要に応じ改正を行い、その整備を図る。

第3節 土地利用の適正化に関する施策

1 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

二色の浜海水浴場の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに貝塚市及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るため、二色の浜環境整備事業を推進する。

関西国際空港の建設・運用による人口増大と産業拡大に対し、適正な土地利用を図るとともに、空港機能を支援・補完し、地域の環境改善を図るため、南大阪湾岸整備事業を推進し、空港と地域の調和したまちづくりを進める。

2 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性を把握し、都市発展の動向に的確に対応した合理的な都市計画を推進するため、土地利用の現況等の調査を行い、電子計算機処理システムの整備を進める。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乘せ条例」という。）に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対する指導の徹底を図る。

2 大気汚染に係る環境保全対策の推進

大阪府環境総合計画に基づく環境保全目標を維持・達成するため、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び炭化水素について次の対策を推進する。

(1) 窒素酸化物対策の推進

関係工場・事業場に対して、総量規制基準、排出基準による規制、指導を行い、その遵守徹底を図るとともに、府下全域の全工場・事業場に対して「固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針」に基づき、より一層の排出量の削減指導を行う。

また、中小固定発生源に対し、クリーンエネルギー化への転換を誘導する。

また、二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について理解を深めるために、「二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議」で引き続き検討を進める。

(2) 硫黄酸化物対策の推進

関係工場・事業場に対して、総量規制基準、排出基準及び燃料使用基準等による規制、指導を継続し、その遵守徹底を図る。

(3) 浮遊粒子状物質対策の推進

関係工場・事業場に対して、改定強化されたばいじんの排出基準等の遵守徹底を図る。また、昨年度に引き続き浮遊粒子状物質の発生源・発生機構の解析調査を実施する。

(4) 炭化水素対策の推進

関係工場・事業場に対して、排出基準及び設備基準の遵守徹底を図るとともに、昨年度に引き続き基本発生源データの整備を進める。

3 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、前年度に引き続き次の諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

(1) 光化学スモッグの原因物質と考えられている窒素酸化物、炭化水素について、発生源の排出実態の把握に努める。

(2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による環境濃度の測定データ等を利用して発生機構の解明に努める。

(3) 光化学スモッグ注意報等の発令時における緊急時措置として、関係工場・事業場に対する排出ガス量の削減等の要請及び自動車の運行自粛の呼びかけを行う。また、速やかに市町村等関係機関へ連絡を行うとともに、府民への周知徹底を図る。

(4) 炭化水素類排出施設に対する光化学スモッグ対策としての有効な規制方策について検討を続ける。

4 発生源常時監視システムの整備

窒素酸化物に係る総量規制等の実施に伴い、大規模発生源に対して発生源常時監視システムを計画的に整備し、窒素酸化物排出量等の常時監視を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。

(参考) 大気汚染発生源常時監視システム整備状況

(昭和60年3月31日現在)

中央局	端末機	発生源子局
府公害監視センター	大気課・堺分室	17局

5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気汚染常時監視システムを活用し、大気の汚染状況について迅速かつ的確な常時監視を行うとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考) 大気汚染測定網整備状況

(昭和60年3月31日現在)

区分	局数	左のうち府公害監視センターとテレメータで直結している局数
硫黄酸化物測定局	96局	40局
浮遊粉じん測定局	83	33
浮遊粒子状物質測定局	46	7
一酸化炭素測定局	48	22
窒素酸化物測定局	103	34
オキシダント測定局	86	37
炭化水素測定局	29	12

(注) 局数には、府、市、町所管局及び大気汚染測定車を含む。

6 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を把握するため、次の諸調査を実施する。

- (1) 浮遊粉じん環境調査 (測定点は浮遊粉じんについては9地点、うち大阪市内の3地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点)
- (2) 燃料使用状況調査 (調査対象工場、事業場は約5,000、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施)
- (3) 泉州地域大気汚染現況調査 (泉南地域において、二酸化窒素を指標として、簡易測定法により110地点で実施)
- (4) 酸性降下物の実態調査 (府下2地点で、環境庁の委託により、雨水成分の分析調査を実施)

第2節 水質汚濁対策

1 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第4条の3の規定により策定した化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画（昭和55年3月内閣総理大臣承認。昭和55年大阪府告示第659号）に基づき、産業排水対策として、指定地域内事業場に対する総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定・記録について指導を行い、また、生活排水対策として、下水道の整備等の対策を推進する。

また、次期「CODに係る総量削減計画」策定のための検討を行う。

3 大阪湾の富栄養化防止対策の実施

大阪湾における富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3の規定による^{リン}及びその化合物に係る削減指導方針（昭和55年大阪府告示第747号）に基づき、産業排水対策として、^{リン}削減指導要領に基づく^{リン}処理施設の導入、既設の処理施設の維持管理方法の改善等を指導するとともに、生活排水対策として、下水道及びし尿処理施設の整備等のほか、合成洗剤対策推進要綱に基づき洗剤使用の減量化、石けん等無^{リン}洗剤の使用を推進目標として、必要な啓発を行う。

また、次期削減指導方針策定のための検討を行うとともに、引き続き^{リン}の排出実態の把握に努める。

一方、^{リン}と並んで主要な富栄養化要因物質である窒素についても排出実態の把握に努める。

4 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続き寝屋川、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

5 生活排水対策

公共用水域の水質汚濁原因の大半を生活排水が占めるため、府民を対象に生活排水対策に関する啓発を行う。

また、生活排水実験処理装置を高槻市内に設置し、その処理効率、コスト及び維持管理上の技術等について調査研究を行い、その成果をもとに市町村に対して情報提供並びに指導を行う。

6 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、94河川134測定地点並びに海域21測定地点において、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行う。

また、総量規制基準が適用される一定規模以上の指定地域内事業場に設置される自動計測器及び河川の水質自動観測局のデータを集中監視する水質テレメータ監視システムを計画的に拡充整備する。

(参考) 水質自動観測局設置状況

(昭和60年3月31日現在)

観測局名	設置場所	設置年度
一津屋	淀川神崎川分岐点(大阪市東淀川区南江口)	昭 45
安威川	神崎川合流点直前(大阪市東淀川区相川町)	54
寝屋川	寝屋川上流(大東市三箇)	55
第二寝屋川	長瀬川合流点直前(大阪市城東区諏訪)	56
大津川	大津川上流(忠岡町忠岡東3丁目)	59

水質テレメータ監視システム整備状況

(昭和60年3月31日現在)

中央監視局	副監視局	発生源測定局	環境水質測定局
公害室堺分室内	水質課	55局	4局

7 水質環境モニタリング事業の実施

河川の水辺環境にせい息する生物の実態を、府民自ら観察してもらうことにより、水質保全の重要性について理解と認識を深めるとともに、観察結果をとりまとめ、指標生物により河川の水質状況を把握する。

8 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、都市河川浄化事業として神崎川及び寝屋川等において汚でいのしゅんせつを行う。

9 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを府土木事務所、治水事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川への理解と愛護精神の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓発活動を行う。

10 河川環境の整備

河川敷内に堆積又は水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

11 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第3節 騒音・振動対策

1 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制事務を円滑に進めるため、市町村に対する指導の強化、担当職員の技術研修の充実等により工場・事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

2 近隣騒音対策の推進

カラオケ騒音規制の徹底を図るとともに、各種生活騒音の防止に関するパンフレットを作成するなど、市町村と協力して近隣騒音防止についての啓発活動を行う。

3 騒音振動調査の実施

府域の主要幹線道路周辺において低周波空気振動の実態を調査し、環境影響評価資料の整備を図るとともに、環境庁の委託を受け、新幹線騒音の実態調査を行う。

第4節 自動車公害対策

1 自動車排出ガス対策の推進

(1) 国においては自動車排出ガス低減対策として、一連の発生源における規制の強化が図られてきたが、その実効を期するため、自動車の使用者等に対し規制内容の周知徹底を図るとともに、自動車運行の自粛についての啓発、自動車排出ガスの検査等街頭指導を実施する。

また、「大阪自動車公害対策推進会議」において、自動車交通量の抑制策を検討し、府レベルで取り得る施策を積極的に推進するとともに、国に対しては発生源対策の強化と併せて交通量削減に関する抜本策の樹立を

強く要望する。

- (2) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を更に推進し、交通流の最適化、自動車交通総量の削減を図る。
- (3) 広域制御地域の拡大、信号機の系統化等交通管制機能の高度化により、自動車の走行状態の改善を図る。
- (4) 一酸化炭素、炭化水素等自動車排出ガスに係る整備不良車両の指導取締りを推進する。
- (5) 自動車排出ガスによる大気汚染の状況をより正確に把握し、有効適切な対策の検討に資するため、自動車排出ガス量調査、沿道汚染調査、沿道汚染対策手法検討調査を進める。
- (6) 低公害車である電気自動車について、関係機関と協力して使用可能分野への普及促進に努める。

2 自動車騒音振動対策の推進

- (1) 走行状態の改善を図るため、幹線道路については、車線走行及び適正速度走行のための交通規制並びに交通安全施設等の整備を図る。また、住区道路については、一方通行、大型車通行禁止等の交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の充実強化を図る。
- (2) 自動車騒音・道路交通振動の増大に影響が認められる速度超過、整備不良・過積載車両等の指導取締りを強化する。
- (3) 自動車騒音・振動による障害を防止するため、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）に基づく沿道整備事業及び各道路管理者が行う防音壁の設置等の促進を図る。
- (4) 府城の交通公害の現況、交通公害防止関連施策の現況及び将来動向調査を踏まえた交通公害防止計画の策定のための検討手法について、環境庁の委託を受けて調査を行う。
- (5) 市町村、関係機関が行う自動車騒音・道路交通振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に当たる。

第5節 航空機公害対策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港の航空機公害対策として次の措置を講じる。

- (1) 大阪国際空港周辺整備計画に基づく騒音等激甚地区における地区整備の基本的方向（大綱）を受け国と共同して計画的、一体的な緑地整備を進める。
 - ① 都市計画決定に向け、国・府・市が一体となって緑地計画の成案化に努める。
 - ② 緑地整備を積極的に推進するため、利用緑地に係る告示日後建物の移転補償を行う。
- (2) 移転跡地等を利用して地元市が行う公園等の周辺環境基盤施設整備事業に対し国と共に補助する。
- (3) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設に対し、国と共にその建設費を補助する。
- (4) 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (5) 大阪国際空港周辺整備機構による移転補償を受けて住宅等の移転を行う者が、それに要する資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- (6) 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- (7) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (8) 住宅の移転者に対して府営住宅及び府住宅供給公社住宅への優先入居を行う。
- (9) 航空機騒音の常時測定装置のテレメータ化を図るほか、必要に応じて

航空機騒音等の実態調査を実施する。

2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成

大阪国際空港周辺整備機構に対し、職員を派遣し執行体制の強化を図るとともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に対する補助
- (2) 共同住宅建設事業、代替地造成事業及び再開発整備事業に対する資金の貸付け

第6節 地盤沈下対策

1 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制を行うため、地下水採取の実態把握に努めるとともに、規制地域内の関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2 地盤沈下状況の調査の実施

府下の地盤沈下の状況を把握するため、引き続き水準測量調査（観測点371点）を実施するとともに、観測井戸による地下水位及び地盤沈下の状況の観測を実施する。

3 都市河川地盤沈下対策事業の実施

地盤沈下により排水機能が低下し、かつ護岸が老朽化している古川の改修を推進し、治水レベルの向上を図る。

4 工業用水の供給

北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

第7節 廃棄物処理対策

1 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び大阪府産業廃棄物処理計画（昭和57年6月策定）に基づき、次の施策を推進する。

- (1) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化するとともに、産業廃棄物の減量化対策の推進及び総合的管理システムの調査、研究を行う。
- (2) 堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業については、引き続き財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、実施することとし、無害の汚てい等の廃棄物の埋立処分を行うとともに、同区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、廃油、有害汚てい等の中間処理を行う。

また、同公社に対し、必要な技術的、財政的援助を行う。

なお、同区のうち、既に竣功した部分の一部(15.5ha)をスポーツ・レクリエーション活動が手軽にできるよう「堺臨海グリーンひろば(仮称)」として整備する。

- (3) 堺第7-3区の埋立免許の期間伸長手続に必要な作業を行う。

2 一般廃棄物処理対策の推進

- (1) 市町村が行う一般廃棄物の適正な処理を促進するため、廃棄物処理施設の整備等に対して技術的、財政的援助を行う。

また、廃棄物減量化対策、適正処理困難物対策等について、「大阪府廃棄物減量化対策推進協議会」において調査、研究を進める。

- (2) ごみや空き缶などの散乱防止を図るため、市町村と共に統一して環境美化キャンペーンを実施する等啓発を強化する。

3 最終処分場の確保

関係府県、府下市町村等と協力し、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として環境保全に十分留意しつつ、広域処理場整備計画（フェニックス計画）の推進を図る。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1 農林・水産・畜産公害対策の実施

- (1) 農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、前年度に引き続き次のような調査研究及び事業を行う。
 - ① 大気汚染による農作物等の影響に関する調査研究
 - ② 残留農薬に関する調査研究
 - ③ 漁業環境等に関する調査研究
 - ④ 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究
- (2) 漁業環境について観測ブイ等により常時監視を行う。
- (3) 地域の実情に即した畜舎環境保全施設の整備を計画的に推進する市町村等に対し助成を行う。
- (4) 水産生物のせい息環境悪化や漁業操業の障害となる海底に堆積したゴミ類の除去、あるいは、流出油や赤潮による漁業被害の防止など漁業環境保全対策事業を実施する。

2 農業用水及び土壌汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、水質浄化、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、重金属による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

第9節 環境保健対策

1. 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が人の健康に与えている影響の実態を把握するため、引き続き複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。
- (2) 光化学スモッグによる健康被害の実態を把握するため、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (3) 食品中の微量有害物質等の汚染分布状況調査を実施する。
- (4) 環境汚染による健康影響の監視、予防体制の確立を図るため、引き続き調査検討を進める。

2 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関連する各種の調査、衛生教育等を実施する。

第10節 被害救済等

1 公害健康被害補償法の施行等

公害健康被害者の公正、迅速な保護を図ることを目的とする公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づき、大阪市、豊中市南部、吹田市南部、守口市、東大阪市の一部、八尾市の一部及び堺市西北部がその適用地域に指定されているが、同法による指定疾病患者が死亡した場合、関係市と共にその遺族に対し見舞金を支給する。

2 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、公害室各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

3 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、その紛争事案の処理に努めているが、引き続き継続中の調停の事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその事案の適正な処理に努める。

4 公害関係事犯取締りの実施

府民の健康を害し、また日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる公害関係事犯については、関係行政機関との密接な連携のもとに積極的な取締りを推進する。

第11節 中小企業に対する助成等

1 工場の適正配置及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、次の諸施策を講じることにより、引き続き工場の適正配置及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団等の資金を利用して共同公害防止施設、共同利用工場、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が行う公害防止対策事業等の用地の先行取得に対して、所要資金の一部について融資あっせんする。
- (3) 中小企業の工場移転により、公害の解消に努めるため、財団法人大阪

府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業の促進を図る。

2 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 13億円

融資限度額 2,500万円（工業専用地域等への工場移転及び事業協同組合等に対しては5,000万円）

無担保融資 600万円

融資期間 7年以内

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業等に対し、中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）による中小企業高度化資金の貸付けを行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。
- (4) 中小企業設備貸与事業等の実施に当たり、中小企業者に対する公害防止設備の貸与等を積極的に進める。

3 公害防止技術の相談・指導

工業技術研究所及び繊維技術研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害防止の技術指導を必要とする企業への実地指導を行う。

4 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るため、各種の技術者研修を実施する。

5 公害防止技術の研究開発等

公害防止技術の開発、汚染状況の把握等を目的として、工業技術研究所において、プリント基板用スルホール銅メッキに関する研究を、放射線中央研究所において、放射線利用による環境汚染に関する研究を行うとともに、現在までの調査研究について、その成果の普及に努める。

6 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止対策を推進するため、財団法人関西産業公害防止センターが行う公害防止技術の研究事業に対し、引き続き助成措置を講じる。

第12節 公害に係る検査・分析業務体制の整備

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する公害試料の分析業務の充実を図るため、引き続き検査分析機器の整備と分析技術の向上に努めるとともに、市町村が行う検査分析業務に関する技術指導を行う。

第13節 その他の公害対策

1 市町村の公害防止行政に対する助成

(1) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づく事務を委任している市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

(2) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

2 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

3 公害モニター制度の運営

公害モニターから、公害行政について意見の提出及び公害発生状況等に関する報告を求め、公害行政の推進に活用するとともに、研修会等を実施してモニター活動の円滑化を図る。

4 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害等に関する知識の普及を図るため、環境白書の刊行及び公害防止に関する各種啓発パンフレット等の資料の発行を行う。

また、環境月間（6月）の諸行事への府民の参加を通して、公害の防止と良好な生活環境に関する意識の向上を図る。

また、府民が自ら環境利用する際の判断資料とし、あるいは環境影響評価に際しての資料として活用できる公害等に関する情報の提供に努める。

5 電波受信障害対策

電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行うほか、電波受信障害対策に関する制度の確立を固に働きかける等、必要な措置を講じる。

第14節 自然環境保全対策

1 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、森林法（昭和26年法律第249号）、自

然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導を行うとともに、都市緑地保全法に基づき指定した緑地保全地区の保全に努める。

また、同条例の規定に基づき、自然環境の保全と回復の状況を把握し、必要な指導に当たらせるため、自然環境保全指導員制度等を強化する。

また、大阪府自然海浜保全地区条例（昭和56年大阪府条例第2号）の規定に基づいて、自然海浜保全地区の保全に努める。

2 自然環境保全対策の実施

自然環境の保全と回復を図るため、次の諸施策を実施する。

- (1) 明治の森・箕面国定公園の政の茶屋園地の整備をはじめ、府民の森を結ぶ生駒縦走歩道の整備を進めるとともに、明治の森・箕面及び金剛生駒の両国定公園並びに東海自然歩道等の管理事業を推進する。
- (2) 金剛生駒国定公園区域内に造成した「府民の森」（7園地、約503ha）及び室池集団施設地区の適正な利用に努めるとともに、引き続き管理道等の整備を行う。
- (3) 府民の緑化意識の高揚を図るため、府植樹祭の開催や各種の緑化啓発行事を行うとともに、昭和61年に開催する全国植樹祭の具体的内容について検討を進める。また、緑化知識の普及や技術指導の拠点施設である緑化センターの適正な運営に努める。
- (4) 永続的に市街地の緑化を推進するため、広く民間の協力を得て、緑化基金の充実を図る。
- (5) 地域住民が協同して行う緑化及び公共施設の緑化に対して緑化樹の無償配付を行うとともに、施設緑化パイロット事業等を実施して施設緑化基準の達成に努める。
- (6) 緑化スペースのない市街地における新しい都市緑化の一手法として、

建築物等の外壁やブロック塀等にツタなどを植栽する垂直緑化の普及について検討を進める。

- (7) 森林の保全整備を図るため、民有地に分収契約による地上権を設定し、管理事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林のうち保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
- (8) 工場の緑化を推進するため、工場立地法に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに、工場緑化用樹木の無償配付、工場緑化コンクールの開催等府下工場に対する緑化思想の啓発普及、緑化推進のための助言・指導を実施する。
- (9) 土壌養分が乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の機能強化を図るため、水源林造成事業等を実施する。
- (10) 第5次鳥獣保護事業計画（昭和57～61年度）に基づき、野生鳥獣の適正な保護管理を図るとともに、狩猟の適正化に努める。
- (11) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の稚魚生産技術、品種の改良等の開発研究を行うとともに、稚魚の放流を実施する。
- (12) 自然海浜保全地区（岬町長松、小島海岸）の保全と適正な利用の促進を図るため、環境整備、啓発等に努める。

第15節 歴史的文化的環境の保全

1 法律・条例に基づく規制等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）の規定に基づき、特に重要な歴史的文化的遺産については、重要文化財や史跡、名勝等に指定し、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導等を行う。

また、文化財保護指導員を置き、文化財所有者その他関係者に対し、文

文化財の保護に関する必要な指導及び助言を行うとともに、地域の住民に対し文化財保護思想の普及、啓蒙活動を通じて歴史的文化的環境の保全の必要性についての周知、啓発を図る。

2 歴史的文化的環境保全対策の実施

歴史的文化的環境を保全するため、次の諸施策を実施する。

- (1) 国宝、重要文化財等の国（府）指定の文化財について、保存修理や防災施設の整備に対し助成する。
- (2) 地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し助成を行う。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について協議を行い、文化財が不用意に失われることのないよう行政指導を進める。
- (4) 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し泉北考古資料館、文化財資料展示室等において展示・公開し、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深める。
- (5) 市町村が設置する歴史民俗資料館等については、その建設費に対し助成を行う。
- (6) 河南町、太子町の一須賀古墳群の中心部に設置する史跡公園については、昭和60年10月の開園を目指し、管理棟、休憩所、駐車場等の整備を進める。

付録 昭和60年度公害関係当初予算（関連事業を含む）一覧

（1）部局別

（単位：千円）

部 局 名	60年度	59年度	増 減
総 務 部	350,000	350,000	0
企 画 部	14,624	14,635	△11
生 活 環 境 部	4,121,160	4,480,924	△359,764
衛 生 部	28,899	29,279	△380
商 工 部	1,030,380	544,090	486,290
農 林 部	2,103,592	2,187,830	△84,238
土 木 部	4,945,243	4,496,161	449,081
建 築 部	64,136	58,680	5,456
企 業 局	7,544,810	8,359,750	△814,940
水 道 部	4,438,929	4,300,513	138,416
教 育 委 員 会	1,072,338	672,344	399,994
公 安 委 員 会	612,444	843,150	△230,706
合 計	70,833,743	66,802,811	4,030,932

(2) 項目別

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	摘要
基 本 的 施 策	環境総合計画 推進費	7,743	12,200	△ 4,457	(生)
	環境影響評価 制度運営費	12,161	14,002	△ 1,841	(生)
	公害基本対策費	30,852	22,029	8,823	公害行政総合調整費 (生)
	環境情報管理費	92,888	93,390	△ 502	(生)
	人工衛星等 リモートセンシング による環境監視 システム開発費	9,960	7,000	2,960	(生)
	二色の浜環境整備 関連公共事業費	1,137,000	1,221,000	△ 84,000	(土)
	阪南(二色の浜) 土地造成事業費	7,353,010	8,261,500	△ 908,490	(企業)
	土地利用調査費	10,686	10,711	△ 25	(土)
	南大阪湾岸整備 事業調査費	191,800	98,250	93,550	(企業)
小計	8,846,100	9,740,082	△ 893,982		

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	摘要
大	窒素酸化物に関する調査研究費	1,500	1,500	0	動物実験等 (生)
	大気汚染防止規制指導費	20,276	13,490	6,786	大気汚染防止規制指導費 9,901 窒素酸化物総量規制推進事業費 9,506 悪臭防止規制指導費 869 (生)
気	大気汚染防止実施計画推進費	9,206	22,543	△13,337	大気汚染物質削減計画実施費 4,206 浮遊粒子状物質対策調査費 5,000 (生)
汚	光化学スモッグ対策費	3,100	3,263	△163	発生源工場等実態調査費等 (生)
	大気汚染常時監視システム整備費	0	310,562	△310,562	(生)
	大気汚染測定局整備費	81,825	105,120	△23,295	測定機器等整備費 (生)
染	大気汚染常時監視費	114,283	131,799	△17,516	(生)
	窒素酸化物テレメータ監視システム整備費	37,067	92,209	△55,142	発生源常時監視システム整備費 (生)
策	公害現況等調査費	10,438	3,438	7,000	燃料使用料調査費 1,089 浮遊粉じん環境調査費 1,021 酸性降下物実態調査 1,328 泉州地域大気汚染現況調査 7,000 (生)
	ごみ焼却場公害防止装置運営管理費等補助金	357,047	362,392	△5,345	施設整備費補助金 29,047 運営管理費補助金 300,000 排出塩処理費補助金 28,000 (生)
	小計	634,742	1,046,316	△411,574	

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	摘要
水 質 汚 濁 対 策	水質汚濁防止 規制指導費	30,388	24,745	5,643	有機塩素化学物質 1,500 水質汚濁防止規制 11,527 大和川メカニズム調査 1,500 水質総量規制 7,461 生活雑排水 8,400 (生)
	発生負荷量管理等 調査費	1,702	1,626	76	COD排出量調査 (生)
	瀬戸内海栄養塩類 削減対策費	2,632	3,632	△1,000	リン・窒素等富栄養化物質調 査 (生)
	下水道整備費	35,756,000	32,033,000	3,723,000	流域下水道事業費 34,708,000 公共下水道補助金 1,048,000 (土)
	公共用水域常時 監視費	139,279	137,416	1,863	河川・海水水質常時監視費 (生)
	水質汚濁常時監視 施設整備費	22,756	95,848	△73,092	テレメータ監視システム整備 費 (生)
	水質汚濁常時 監視費	49,857	38,295	11,062	(生)
	水質環境モニタ リング事業費	5,250	6,500	△1,250	府下各河川の水辺環境観察等 (生)
	河川環境整備費	441,229	432,987	8,242	(土)
	都市河川浄化費	397,000	406,000	△9,000	河川のしゅんせつ (土)
	港湾環境整備費	225,003	251,282	△26,279	港湾の緑化事業等の環境整備 (土)
	船舶廃油処理場 維持費	131,043	106,142	24,901	船舶廃油処理施設等の維持管 理等 (土)
	公害取締対策費	2,105	2,507	△402	水質検査委託料 (公安)
	小計	37,203,744	33,539,980	3,663,764	

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	摘要
騒音・振動対策	騒音・振動規制指導費	1,949	1,525	424	騒音防止法等施行費 (生)
	騒音・振動調査対策費	2,160	4,000	△1,840	低周波空気振動調査費 760 近隣騒音対策費 800 新幹線鉄道騒音環境基準達成状況調査 600 (生)
	公営住宅騒音対策費	14,136	8,680	5,456	防音サッシ取付 (建)
	小計	18,245	14,205	4,040	
自動車公害対策	自動車公害対策費	4,844	9,773	△4,929	自動車排出ガス対策推進費 3,844 (生) 自動車排出ガス減少装置触媒取替費 1,000 (公安)
	自動車公害対策調査費	8,730	4,745	3,985	沿道汚染対策手法検討調査等 (生)
	交通公害対策費	6,300	7,000	△700	交通量調査費 (公安)
	総合都市交通体系調査費	88,500	45,000	43,500	府下の効率的な総合交通体系整備計画の立案 (土)
	舗装新設費	743,500	383,000	360,500	未舗装道路の舗装 (土)
	舗装道改修費	2,259,000	2,050,000	209,000	舗装悪化箇所への補修 (土)
	道路改良費	728,000	450,000	278,000	道路の立体交差化 (土)
	交通安全施設等整備費	831,608	1,185,412	△353,804	交差点改良費 203,000 (土) 横断歩道橋整備費 35,000 (土) 交通管制センターの拡充強化費 147,768 (公安) 地域制御区域拡大費 347,340 (公安) 信号機の系統化事業費 98,500 (公安)
小計	4,670,482	4,184,930	535,552		

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	備 要
航空機公害対策	大阪国際空港周辺対策費	152,661	225,346	△72,685	都市緑化園管理費 3,000 緑地整備事業費 50,000 営業者あつ旋融資資金貸付金等 2,4564 住宅等移転資金利子補給金 26,001 環境基盤施設整備費補助金 49,096 (生)
	航空機騒音防止校舎管理費	66,294	69,783	△3,489	航空機騒音防止校舎冷暖房費 (教委)
	航空機公害実態調査費	23,435	9,319	14,116	航空機騒音調査費 8,694 航空機騒音常時測定装置整備費 14,741 (生)
	大阪国際空港周辺整備機構助成費	223,581	150,760	72,821	事業資金貸付金 140,241 民家防音工事費補助金 83,340 (生)
	小 計	465,971	455,208	10,763	
地盤沈下対策	地盤沈下規制指導費	1,642	3,636	△1,994	工業用水法等施行費 (生)
	地盤沈下観測費	42,399	49,564	△7,165	地盤沈下観測費 13,590 (生) 水準点測量費 28,809 (土)
	都市河川地盤沈下対策費	430,000	603,000	△173,000	河川の改修 (土)
	(特別会計) 地盤沈下対策事業費	4,438,929	4,300,513	138,416	工業用水道事業費 (水)
	小 計	4,912,970	4,956,713	△43,743	

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	摘要
廃棄物処理対策	産業廃棄物処理指導監督費	48,392	48,324	68	処理業者指導監督費等 16,249 廃棄物検査分析費等 32,143 (生)
	産業廃棄物処理計画推進費	4,500	1,425	3,075	産業廃棄物情報管理システム 整備事業費 (生)
	産業廃棄物中間処理事業促進費	212,273	220,477	△8,204	産業廃棄物中間処理事業費補助金 (生)
	産業廃棄物広域処理対策事業費	9,020	11,500	△2,480	堺第7-3区埋立免許延伸関係調査費 7,420 堺第7-3区護岸電気防触装置取替事業費 1,600 (生)
	廃棄物減量化対策推進事業費	2,450	2,500	△50	(生)
	一般廃棄物処理指導監督費	5,568	5,432	136	市町村指導監督費 (生)
	一般廃棄物処理施設改造費補助金	110,000	110,000	0	し尿処理施設等改造費補助金 (生)
	道路環境整備費	646,028	602,289	43,739	(土)
	公害取締対策費	233	273	△40	産業廃棄物検査委託料 (公安)
	広域廃棄物埋立処分場整備促進費	150,750	217,350	△66,600	大阪湾広域臨海環境整備センター調査事業費 750(生) 150,000(土)
	堺臨海グリーンひろば(仮称)整備事業費	285,000	0	285,000	(生)
	小計	1,474,214	1,219,570	254,644	

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	備 考
被害救済等	公害健康被害対策費	31,500	31,500	0	公害病認定患者死亡見舞金等 (生)
	苦情相談処理費	3,020	3,179	△159	大気、水質、特殊公害苦情相談処理費 (生)
	公害紛争処理費	2,232	2,345	△113	公害審査会運営費 (生)
	公害取締対策費	9,198	10,438	△1,240	公害関係事犯探証機器整備費 (公安)
	小 計	45,950	47,462	△1,512	
中小企業に對する助成等	工場立地指導費	2,640	3,202	△562	(商)
	中小企業集団化事業貸付金	950,300	477,000	473,300	中小企業団地開発協会貸付金 300,000 産業立地適正化(域内適正再配置)融資資金貸付金 122,000 中小企業高度化資金貸付金 528,300 (商)
	中小企業公害防止資金特別融資促進費	1,614,114	1,777,053	△162,939	融資目標 13億円 貸付利率 年6.9% 貸付期間 7年 利子補給 小企業 5.9% 中企業 4.9% (生)
	(特別会計)公害防止資金貸付金	50,000	40,000	10,000	設備近代化資金貸付金 (商)
	(特別会計)公害防止設備貸与事業	15,000	13,000	2,000	設備貸与資金貸付金 (商)
	公害防止技術向上対策費	1,392	1,392	0	公害防止技術者養成事業費 1,000 公害防止巡回技術指導費 392 (商)

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	摘要
中小企業に対する助成等	公害対策指導研究費	5,031	5,296	△265	プリント基板用スルホール銅メッキに関する研究 (商)
	放射線利用環境汚染研究費	14,624	14,635	△11	放射線利用による元素分析方法の研究 (企画)
	(財)関西産業公害防止センター補助金	300	300	0	中小工場・事業場における騒音予測手法に関する調査研究 (商)
	環境計量器登録事務費	5,717	3,900	1,817	(商)
	小計	2,659,118	2,335,778	323,340	
その他の公害対策	公害防止条例委任事務費	93,713	91,875	1,838	市町村交付金等 (生)
	(特別会計) 学校等公害防止施設整備事業費	350,000	350,000	0	大気汚染防止、自動車騒音防止、航空機騒音防止のための施設整備資金貸付金 (総)
	公害監視センター運営費	172,549	172,216	333	管理運営費等 98,482 検査分析機器等整備費 27,500 大気、水質、騒音・振動検査業務費 40,112 大気、水質調査研究費 6,455 (生)
	堺分室運営費	49,073	44,057	5,016	検査分析費等 (生)
	公害モニター運営費	3,087	3,105	△18	モニター100人 (生)
	電波障害防止対策費	50,000	50,000	0	共同アンテナ設置費 (建)
	小計	718,422	711,253	7,169	

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	摘要
農林・水産・畜産公害対策	農作物公害研究費	10,275	15,482	△ 5,207	農作物に関する公害試験研究費 (農)
	畜産公害研究費	4,441	6,790	△ 2,349	畜産環境保全対策試験 (農)
	漁業公害対策費	12,405	12,591	△ 186	漁場障害物除去事業費 11,885 漁場油濁被害救済基金負担金 520 (農)
	漁業公害監視費	2,800	2,800	0	漁業公害調査指導事業 (農)
	漁業公害研究費	19,367	15,433	3,934	漁場環境調査費 (農)
	畜産経営環境保全費	35,157	35,165	△ 8	(農)
	農用地土壌汚染対策費	366,100	464,360	△ 98,260	水質障害対策事業費 (農)
	小計	450,545	552,621	△ 102,076	
環境保健対策	公害人体影響調査費	11,222	11,339	△ 117	大気汚染人体影響調査費 6,610 大気汚染による住民健康調査費 2,489 生活環境汚染影響調査費 2,123 (衛)
	光化学スモッグ対策費	527	734	△ 207	酸素吸入器設置費 37 (教委) 光化学スモッグ人体影響調査費 490 (衛)
	食品安全対策事業費	14,066	14,139	△ 73	主要食品中の重金属等検査費 (衛)
	公害衛生研究費	1,027	1,080	△ 53	公害衛生研究費 (衛)
	公害保健調査研究体制整備費	455	484	△ 29	環境保健体制整備調査事業費 (衛)
	保健所公害業務費	1,639	1,725	△ 86	担当職員活動費 (衛)
	こどもの健康調査費	7,160	3,960	3,200	環境衛生検査器具購入費 (教委)
	小計	36,096	33,461	2,635	

(単位:千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	摘要
自然環境保全	自然環境保全費	131,191	131,806	△615	(農)
	公園緑地整備費	5,903,633	5,650,464	253,169	(土)
	緑道整備費	139,000	128,000	11,000	(土)
	府民の森整備費	460,056	378,635	81,421	(農)
	環境緑化推進費	300,890	273,293	27,597	(農)
	花と緑の運動推進事業費	9,965	9,763	202	花木等の植樹推進費 9,051 推進啓発費 914 (農)
	森林造成事業費	190,323	190,217	106	(農)
	府営林整備事業費	108,372	131,612	△23,240	(農)
	特殊林地改良事業費	56,332	58,800	△2,468	(農)
	水源林造成事業費	60,900	58,800	2,100	(農)
	鳥獣保護事業費	37,713	39,018	△1,305	(農)
	都市近郊林整備事業費	2,000	70,000	△68,000	里山地域の森林整備 (農)
	特定緑化事業費	230,000	230,000	0	市町村が行う緑化事業に対する助成 (農)
	溜池防災事業費	5,000	5,000	0	溜池アメニティの創造 (農)
	増殖場造成事業費	8,000	10,000	△2,000	増殖場造成事業計画調査 (農)
	栽培漁業推進費	39,397	34,216	5,181	(農)
内水面増殖費	12,908	14,049	△1,141	(農)	
自然海浜保全地区管理費	2,617	3,180	△563	(生)	
小計	7,698,297	7,416,853	281,444		

(単位：千円)

区分	事業名	60年度	59年度	増減	摘要
歴史的・文化的環境保全	文化財資料等整備費	5,076	1,106	3,970	(教委)
	文化財保護啓発費	1,697	1,697	0	(教委)
	文化財保存調整費	1,539	1,405	134	(教委)
	府有史跡等管理費	1,310	1,390	△80	(教委)
	指定文化財管理費	6,977	6,988	△11	(教委)
	文化財資料展示室運営費	730	797	△67	(教委)
	修羅保存処理費	13,800	17,700	△3,900	(教委)
	指定文化財等保存事業費	300,803	265,210	35,593	(教委)
	文化財実態調査費	2,475	500	1,975	(教委)
	埋蔵文化財緊急調査費	78,137	78,271	△134	(教委)
	新設校等埋蔵文化財調査費	570,000	80,000	490,000	(教委)
	京北考古資料館運営費	7,341	5,157	2,184	(教委)
	史跡公園運営管理費	8,962	138,158	△129,196	(教委)
小計	998,847	598,379	400,468		
合計	70,833,743	66,802,811	4,030,932		

(備考)

1. 増減欄の△の数字は負数を示す。
2. 摘要欄()内の漢字は担当部局を示す。

(総)……………総務部
 (企画)……………企画部
 (生)……………生活環境部
 (衛)……………衛生部
 (商)……………商工部
 (農)……………農林部

(土)……………土木部
 (建)……………建築部
 (企業)……………企業局
 (水)……………水道部
 (教委)……………教育委員会
 (公安)……………公安委員会